

使役的他動詞文の成立条件

— 語用論的な条件の検討を中心に —

鈴木容子

(2007年10月4日受理)

Usage Conditions for Causative-Transitive Sentences
— A look at pragmatic conditions —

Yoko Suzuki

Abstract. The causative-transitive sentence is a transitive sentence whose subject is not an actor, and can be rephrased as a causative (ex: *Mafia no boss ga keibiin wo koroshita*=*Mafia no boss ga buka ni keibiin wo korosaseta*. (The mafia boss killed the security guard=The mafia boss made/ordered the henchman to kill the security guard)). Although Japanese transitive sentences with non-actor subjects have been studied for a long time, little attention has been given to the causative-transitive sentence. The aim of this paper is to investigate the pragmatic conditions of usage for the causative-transitive sentence. In order to investigate the pragmatics of causative-transitive sentence we used a questionnaire about the interpretation possibilities of such sentences by Japanese native speakers. The results show two pragmatic conditions. One is “the event is difficult to do by oneself”, the other is “the event is more abstract”. When a transitive sentence satisfies either of these pragmatic conditions, we can interpret a transitive sentence as a Causative-transitive sentence.

Key words: transitive-sentence, non-actor, causing event, pragmatic factors, cause
キーワード: 他動詞文, 非行為者, 使役的状况, 語用論的要因, 原因

1. はじめに

次の他動詞文をご覧いただきたい。

(1) マフィアのボスが警備員を殺した

この文を解釈する時, 一般的には「マフィアのボスが何か道具を用いて警備員を殺した」という解釈が優先される。しかしながら, 以下のように, 文脈によっては「実際に殺したのはマフィアのボスではない」という解釈も可能になる。

(1') (マフィアのボスが部下に命令して, 警備員を殺させた場合)

マフィアのボスが警備員を殺した (佐藤1994:61)

この場合, 主語であるマフィアのボスは部下に「警備員を殺せ」という命令をしたのみであり, 実際に「殺す」という行為を行ったのは部下である。

このような他動詞文は主語の性質に注目すると, 「非行為者主語の他動詞文」の一種であると考えられることができる¹⁾。日本語の他動詞文において, 非行為者主語の他動詞文にはいくつか種類があるが, 上記のタイプは「マフィアのボスが部下に警備員を殺させた」と使役表現を使った場合と同様の意味を表すことから, 「使役的他動詞文」と呼ぶ²⁾。

使役的他動詞文に関連する先行研究としては佐藤 (1994), 須賀 (1999) がある。ただし, 佐藤 (1994) や須賀 (1999) は使役的他動詞文を考える上での重要な論考ではあるものの, 使役的他動詞文そのものについての考察ではない。よって, 使役的他動詞文に関する論考は管見の限りでは見当たらず, その成立条件も明らかではない。

2. 先行研究と問題の所在

2.1 使役的他動詞文とは

先行研究の整理に入る前に、非行為者主語の他動詞文における使役的他動詞文の位置づけについて確認しておきたい。

日本語における非行為者主語の他動詞文には次の種類があると考えられる。

- (1) (マフィアのボスが部下に警備員を殺させた場合)
マフィアのボスが警備員を殺した (佐藤1994:61)
- (2) 太郎は美容院で髪を切った
- (3) 私たちは空襲で家財道具を焼いた

(天野1987:109)

これらのうち、先行研究では(1)と(2)を同じタイプのものと考えているもの(佐藤1994, 佐藤2005)と、(1)と(2)は異なるタイプのものだと考えているもの(須賀1999, 鈴木2004, 澤田2005)とがある。本稿は(1)と(2)は異なるタイプのものであると考えるが、このように考える根拠として、以下の3点があげられる。

1点目は、直接受身文にできるか否かという点である。以下に見るように、(1)は直接受身文ができる(= (4a))が、(2)は直接受身文を作ることができない(= (4b))。

- (4) a. 警備員はマフィアのボスに殺された
(鈴木2004:40)
- b. *髪は太郎によって切られた
(鈴木2004:39)

2点目として、再帰性の有無が指摘できる。須賀(1999)は(1)と(2)の性質の異なりを初めて指摘した論考であるが、その中で須賀氏は(1)には再帰性がなく「原因-結果」の因果関係により成立するもので、(2)は再帰性によって成立するものだということを述べている。再帰性の有無は、(5)に見るように「NのN」で表せるかどうかで分かる。

- (5) a. マフィアのボスが警備員を殺した
(≠マフィアのボスの警備員)
- b. 私は美容院で髪を切った (≠私の髪)

再帰性の有無、因果関係については、先に指摘した受動文形成の可否とも関わっているだろう。

3点目として、言いかえをした場合の適格度の異なりが指摘できる。

- (6) 聖徳太子が法隆寺を建てた
 - a. 聖徳太子が家来に法隆寺を建てさせた
 - b. ??聖徳太子が家来に法隆寺を建ててもらった
(鈴木2004:10)

- (7) 山田さんが家を建てた
 - a. ??山田さんが大工さんに家を建てさせた
 - b. 山田さんが大工さんに家を建ててもらった
(同上)

(6)は「～させる」に言い換えると自然で、「～てもらおう」で言い換えると不自然である。逆に(7)は「～てもらおう」で言い換えると自然で、「～させる」で言い換えると不自然である。

これまでは(1)と(2)をまとめて扱っているもの、また(2)のみに注目した研究はあったが、(1)については(2)と異なるという指摘にとどまっており、詳しい考察はなされていない。しかし、日本語における非行為者主語の他動詞文、ひいては日本語の他動詞文について明らかにするためには、(1)のタイプの他動詞文の特徴を記述することも重要である。

以上のことから、(1)のように使役的な状況を表し、再帰性のない他動詞文を「使役的他動詞文」と呼び、本稿の考察対象とする。

2.2 先行研究の知見の整理

使役的他動詞文について論じられたものは管見の限りでは見当たらないということ述べたが、使役的他動詞文について言及している佐藤(1994)、須賀(1999)、また語用論的な側面について指摘している Ikegami (1982) について整理しておく。

佐藤(1994)は、介入性の表現の成立条件について、「使役者のコントロール能力が低い場合は成立しない」ということと「動作過程に意味的焦点が当たる場合は成立しない」ということをあげている。具体例としては次のようなものがあげられている。

- (8) a. (浩が写真屋に依頼して、顔写真をとってもらった場合) 浩が顔写真を撮った
(佐藤1994, (16))
- b. (浩が画家に依頼して、似顔絵をかいてもらった場合) *浩が似顔絵をかいた
(佐藤1994, (17))
- (9) a. (花子が人に依頼して洋服を作ってもらった場合) 花子が洋服を作った
(佐藤1994, (27))
- b. (花子が人に依頼してセーターを編んでもらった場合) *花子がセーターを編んだ
(佐藤1994, (28))

(8a)と比べて(8b)は、被依頼者(画家)が変われば結果も変わる、つまり使役者のコントロール能力が低いために成立しないという例であり、(9a)の「作る」に比べて(9b)の「編む」は、動作過程に意味的焦点があるため、成立しないという例である。

また、須賀（1999）は佐藤（1994）を発展させたものであり、2.1節で述べたように、「再帰性」の有無で介在性の表現が2つに分けられるということを指摘した点は重要であるが、本稿で扱う使役的他動詞文については詳しい考察が行われていない。

さらに語用論的な側面を指摘しているものとして Ikegami（1982）がある。Ikegami（1982）は語用論的な要因として「主体に権力があること」をあげている。例えば、お手伝いさんを雇っている家の主婦は、お手伝いさんがしたことにに対して次のように言えるところである。

(10) a. I dressed my child that way because that's the way I like. (Ikegami 1982, (11))

b. I roasted the meat that way because that's the way you like. (Ikegami 1982, (12))

これは示唆的で重要な指摘と言えるが、英語における例であり、対応する日本語でも言えるかどうかについては述べられていない。

2.3 問題意識—仮説の設定—

では、これまでの先行研究で提出された結論でどこまで説明できるのか、そしてどこから説明できないのかということを確認する。

これまでの先行研究から得られる使役的他動詞文の成立要因をまとめると次のようになる。

(11) a. 結果性が必要である（動詞の意味的焦点が動作過程にないこと）

b. 再帰性がないこと

c. 主語が権力を持っていること

例えば「マフィアのボスが警備員を殺した」という文では、「殺す」という動詞には結果性があり、また「#マフィアのボスの警備員」ではないことから再帰性がなく、「マフィアのボス」というのは権力を持つ存在である。また、「聖徳太子が法隆寺を建てた (= (6))」も、「建てる」には結果性があり、「#聖徳太子の法隆寺」ではないために再帰性がなく、「聖徳太子」というのは権力を持つ存在である。

しかしながら、これらの条件を満たしていても、他動詞文で言えない場合がある。次の使役文は他動詞文に言い換えられるだろうか。

(12) a. (藤林が) 秋田書記官に作らせた過去一年間の量刑表によれば、(後略) (『半落ち』 p.301)

b. 藤林が量刑表を作った (= 誰かに作らせた)

(12a) は「藤林が秋田書記官に量刑表を作らせた」という文である。これを他動詞文に言い換えたものが (12b) であるが、この場合、使役的な解釈をすることが難しい。しかし同じ「作る」という動詞の場合で

も、次のような場合は他動詞文で言っても意味が変化しない。

(13) a. 藤林が秋田書記官に新しい制度を作らせた

b. 藤林が新しい制度を作った

(= 誰かに作らせた)

上記の (12) (13) の対立から考えられるのは、より具体的な事態は使役的他動詞文としての解釈が難しく、より抽象的な事態は使役的他動詞文としての解釈が容易ということではないだろうか。(12) の「量刑表を作る」は、「過去のデータを見て、それをパソコンに打ち込んでデータを処理する」のように、動作が具体的に分かる。それに対し (13) の「制度を作る」は、議論を重ねたり、他の自治体に話を聞きにいたり、市民の声を聞いたりすると、(12) に比べると動作が見えにくい。

また、次の使役文も他動詞文に言い換えることが難しい。

(14) 広田はロビーの公衆電話へ走り、その間に合田は受付窓口のカーテンを開けさせて、当直に王子署から来たと告げ、死体が安置されている部屋へ案内させた。

(『マークスの山 (上)』 p.196)

(14') (合田が看護婦にカーテンを開けさせた場合)

合田がカーテンを開けた

これは、警察官が早朝の病院へ行って死体を確認するという場面であり、下線部は「合田（警察官）が看護婦に受付のカーテンを開けさせた」という使役文である。この場面において、「カーテンを開ける」というのは変化の含意があり、「#合田のカーテン」ではないことから再帰性がなく、さらに警察官は指揮をとるための権力をもっている、というように、(11) で示した全ての条件を満たしている。しかしながら (14') に見るように、使役的他動詞文としては解釈できない。

「カーテンを開ける」というのは非常に具体的で分かりやすい事態であるため、一見すると先に指摘した「具体的な事態か抽象的な事態か」で説明がつくように思われる。しかし、使役的他動詞文の成立要因はそう単純なものではない。

以下の対立を見られたい。(15a) は「カーテンを開ける」、(15b) は「ドアを開ける」と、どちらも具体的な事態であるが、(15a) に比べると (15b) のほうが使役的他動詞文としての解釈可能性が高い。

(15) a. (警察官が看護婦にカーテンを開けさせた場合) # 警察官がカーテンを開けた

b. (犯人が人質をとって山荘にたてこもっているという事件で、A 指揮官が機動隊に命令し

て、鉄球を使ってドアを開けさせた場合) A
指揮官が山荘のドアを開けた

どちらも具体的な事態であるが、(15b)のほうが使役的他動詞文としての解釈が容易である。その理由としては、次のことが考えられる。それは、「ドアを開ける」というのはそれだけを見ると具体的な事態なのであるが、(15b)の場合は非常に特殊な状況設定がなされており(「人質を取って立てこもっている建物のドアを開ける」)、自分でするのが難しい事態となっている。つまり、(15a)のように自分でするのが容易な事態は使役的他動詞文が成立しにくい、(15b)のように自分でするのが難しい事態では使役的他動詞文が成立しやすいということが予想される。

以上のことから、「具体的な事態に比べ、より抽象的な事態のほうが使役的他動詞文が成立しやすい」、「自分でするのが難しいことであるほど使役的他動詞文になりやすい」という仮説をもとにアンケートを作成し、検証を行う。

3. 調査の概要

調査は、広島大学教育学部のある授業を履修している学部1年生(36名)、2年生(30名)の計66名に対して行った³⁾。まず状況設定を読んでもらい、その状況が他動詞文で言えるかどうかを4段階で判断してもらおうという方法を使った。設問を作成する際には、(11)に整理した3点を満たし、さらに2.3の仮説にもとづき、「同一動詞で、具体的な事態か抽象的な事態か」、「同一動詞で、自分でするのが難しい事態か普通は自分でしそうな事態か」に留意して作成した⁴⁾。(16)に例題を載せる⁵⁾。

(16) a. (社長が社員に領収書を隠すようにと命令した場合)

【 】社長が領収書を隠した

b. (社長が社員に生産の実態を隠すようにと命令した場合)

【 】社長が杜撰な生産の実態を隠した

判定は○、△、▲、×の4段階とした。△にも度合いがあるため、「○に近いが×ともいえない」という三角(△)と、「×に近いが×とも言い切れない」という二重三角(▲)を設定した。許容度の計算は、判定結果を集計し、「○:3点、△:2点、▲:1点、×:0点」として合計点を出し、最高点(全員が○と回答した場合。つまり66人×3点=198点)に対する割合を算出するという方法を使った。

なお、1年生(36名)をAクラス、2年生(30名)をBクラスとし、(A1, A2…A36, B1, B2…B30)

のように番号をふった。以下、個人的な傾向に言及する際はこの記号を用いる。

4. 調査結果と分析

4.1 具体的な事態か、抽象的な事態か

では結果を見ていこう。まず「具体的な事態よりも抽象的な事態のほうが使役的他動詞文になりやすい」という点について検討してみると、やはり具体的な事態は使役的他動詞文として成立しにくいと言えらる。

(17) (エリザベス女王が料理人に命令して、豪華な料理を作らせた場合)

エリザベス女王が豪華な料理を作った

19点 (9.6%)⁶⁾

エリザベス女王が豪華な料理を作るように命令するということは、想定できる事態である。しかしながら(17)のように言うと、まるで女王自らが料理を作ったかのような印象を受ける。その証拠に、調査の結果も19点(9.6%)という低い数値であり、これは「使役的な状況であるという解釈が難しい」ということを示している。

では同じ「作る」という動詞で、使役的な解釈ができるかと判断した人が多いものを見てみよう。

(17') (社長が社員に命令して、新しい生産システムを作らせた場合)

社長が新しいシステムを作った

154点 (77.8%)

「新しいシステムを作る」は「料理を作る」に比べると具体的な動作が想定しにくく、この場合は154点(77.8%)と数値が高い。(17)と(17')の結果の差は、仮説が妥当であるものを示していると考えられる。

他の例についても見てみよう。

(18) a. (エリザベス女王が家来に命令して、古くなった宮殿を直させた場合)

エリザベス女王が宮殿を直した

120点 (60.6%)

b. (エリザベス女王が家臣に命令して調子の悪いスピーカーを直させた場合)

エリザベス女王がスピーカーを直した

29点 (14.6%)

(19) a. (社長が部下に命じて、A社との契約を切らせた場合)

社長がA社との契約を切った 185点 (93.4%)

b. (社長が秘書に命令して、社外秘の書類シュレッダーにかけさせた場合)

社長が社外秘の書類を切った 77点 (38.9%)

- c. (オープニングセレモニーで社長が部長に命令して、テープカットをさせた場合)

社長がテープを切った 15点 (7.6%)

(18) を見てみると、「宮殿を直す (= (18a))」は数値が高いが、「スピーカーを直す (= (18))」は数値が低い。これも (17) と同様に、「スピーカーを直す」に比べると「宮殿を直す」は具体的な動作が想定しにくいからであろう。また (19) は「契約を切る (= (19a))」は高い数値を示しているが、「書類を切る (= (19b))」「テープを切る (= (19c))」は低い数値を示している。これも、(19b, c) に比べて (19a) は「切る」という動詞が派生的な意味で使われており、具体的にどのようにするのかという動きが想定しにくいからであろう。

ここで、この「具体的な事態か、抽象的な事態か」については、直感的な判断が働くのであるが、一体どのようにして見分けるのかということが問題となる。その手がかりの1つとして考えられるのが、道具の関与である。

例えば先に見た (17)~(19) のうち、使役的他動詞文としての解釈が難しいものについて見てみよう。「料理を作る」は包丁やフライパンなどの道具が、「スピーカーを直す」はドライバーなどの道具が、「テープを切る」にははさみなどの道具を想起することが容易であり、それらを「フライパンで料理を作る」のようにデ格を用いて表示することもできる。

それに対し、使役的他動詞文としての解釈が容易なものの場合、道具が想起しにくい。例えば、「システムを作る」「契約を切る」は道具の使用が想起できない。「宮殿を直す」の場合は、知識としては道具を使うということが想起できるが、「() で宮殿を直した」のようにデ格を用いて表示しようとする、適切な道具を入れることが難しい。

また、この道具という概念を用いると、(19b) と (19c) の許容度の差も説明することができる。「テープを切った (= (19c))」の場合はハサミを使い「書類を切る」の場合はシュレッダーを使うのであるが、これはハサミは人間が手に持って動かすものであるのに対し、シュレッダーは紙を入れればあとは自動的に切ってくれる道具であるという点で差が出たと言える。

このように道具が関与すると具体的な事象となり、使役的他動詞文が成立しにくいということは、複合動詞を用いて手段を明示した場合に使役的他動詞文が成立しないことも、根拠の1つとしてあげられる。

- (20) (マフィアのボスが部下に、警備員を「このナイフで刺し殺せ」と命令した場合)

#マフィアのボスが警備員を刺し殺した

- (21) (エリザベス女王が「あの橋を叩き壊せ」と命令した場合)

#エリザベス女王が橋を叩き壊した

複合動詞でなく「殺した」「壊した」であれば使役的他動詞文が成立するが、道具の使用が特定されてしまう「刺し殺す」「叩き壊す」の場合は、使役的他動詞文としては解釈できない。

ただし、「道具が想定される事態は必ず使役的他動詞文にならない」「道具が想定されない事態は使役的他動詞文になる」ということではない。このことについては、次節で再度述べることにする。

4.2 自分でするのが難しい(自分でしない) 事態か

次に「自分でするのが難しい事態かどうか」について検討してみると、仮説のとおり、同じ動詞であっても次のように許容度に差が見られた。例えば、「殺す」を用いた例も、事態によって次のような差が出た。

- (22) a. (マフィアのボスが手下に命令して、警備員を殺させた場合)

マフィアのボスが警備員を殺した

82点 (45.6%)

- b. (マフィアのボスが手下に命令して、部屋の中を飛んでいる蚊を殺させた場合)

マフィアのボスが蚊を殺した

18点 (9.1%)

「蚊を殺す」というのは自分で容易にできることであるが、「警備員を殺す」というのは「蚊を殺す」ことに比べて自分ですることが難しい事態である。

以下の2例の対立も、同様の理由によるものであろう。

- (23) a. (社長が部下に命令して、A市をそのポストから外させた場合)

社長がA氏をそのポストから外した

188点 (94.9%)

- b. (社長が社員に命令して、会社の玄関にかかっている絵を外させた場合)

社長が玄関にかかっている絵を外した

77点 (38.9%)

- (24) a. (社長が社員に命令して、社内に社訓を貼らせた場合)

社長が社内に社訓を貼った

122点 (61.6%)

- b. (社長が部下に命令して、封筒に切手を貼らせた場合)

社長が封筒に切手を貼った

24点 (12.1%)

「誰かをポストから外す (= (23a))」「社訓を貼る (=

(24a))」というのは、「絵を外す (= (23b))」「切手を貼る (= (24b))」に比べると、自分ですることが難しいことであるために、使役的他動詞文として解釈される可能性が高いのであろう。

また、以下のものも仮説を支持する結果である。

- (25) a. (社長が社員に、杜撰な生産の実態を隠すようにと命令した場合)

社長が杜撰な生産の実態を隠した

192点 (97%)

- b. (社長が社員に、領収書を隠すようにと命令した場合)

社長が領収書を隠した 132点 (66.7%)

- (26) a. (エリザベス女王が橋を壊すようにと命令した場合)

エリザベス女王が橋を壊した

144点 (72.7%)

- b. (エリザベス女王が、国家機密の入ったパソコンを壊させた場合)

エリザベス女王がパソコンを壊した

72点 (36.4%)

- (27) a. (工場長が従業員に命令して、産業廃棄物を捨てさせた場合)

社長が産業廃棄物を捨てた 89点 (44.9%)

- b. (社長が新入社員に命令して粗大ごみを捨てさせた場合)

社長が粗大ごみを捨てた 25点 (12.6%)

以上で述べた「自分ですることが難しいことかどうか」という要因は、使役的状况の想定しやすさにつながっていく。自分ですることが容易な事態は、わざわざ他人に命令したり頼んだりしないが、自分ですることが難しい事態は、誰かにやってもらうという事態が想定しやすいのである。

また、この「自分ですることが難しいことかどうか」という要因が関与する場合は、4.1で述べた道具が想定できる事態(具体的な事態)かどうかについては、重要ではなくなるようである。例えば、(22a)「警備員を殺す」の場合はナイフなどの道具が、(26a)「橋を壊す」の場合は火薬などの道具が想定できるが、だからといって使役的他動詞文として解釈できないわけではない。

4.3 その他の気付き

結果を観察していると、仮説以外の興味深い示唆も得られた。たとえば、念のため入れておいた「書く」という動詞について見てみよう。先行研究で得られた成果を適用すると、「書く」は結果性の含意がないため、使役的他動詞文にはならないはずである。しかしなが

ら、事態の違いによって許容度に違いが生じることがある。

- (28) a. (ある事件を担当する警察官が、専門家に、容疑者の似顔絵を描かせた場合)

警官が(犯人の)似顔絵を描いた

11点 (5.6%)

- b. (首相が側近に命じて、ポスターに「改革」と書かせた場合)

首相がポスターに「改革」と書いた

72点 (36.4%)

「書く」という動詞には変化の含意がなく、動作過程に焦点が当たるものとされている。(28a)は予想通りの低い点数であったが、(28b)はそれよりも少し高い点数であった。これは、「書く」という動詞は基本的に動作過程に焦点が当たる、結果性のない動詞なのであるが、(28b)のような使われ方をした場合は、「書く」というのが「筆記具を動かして書く」という動作ではなく、「そのような文字を入れる」という結果に焦点が当たる意味となるため、許容度が上がるのであろう。

5. 考察

以上の分析から、使役的他動詞文が成立しやすいのは「より抽象的な事態の場合」と「自分でするのが難しい事態の場合」であるということが分かった。そしてそれらについて、「抽象的な事態というのは、道具が想定しにくい事態」、「自分でするのが難しい場合のほうが、より使役的状况が想定しやすい」ということを述べた。

使役的他動詞文とは、他動詞構文の形をとりながら、使役表現と同じような意味を表すものであると2.1で指摘したが、では本稿で導き出した2つの語用論的要因は、どのような点で使役構文と関わるのだろうか。

佐藤(1994)は、使役的状况について、次のように図式化して示している。

- (29) 使役的状况の過程:

事態1 = causing event

(使役者が被使役者に対して何らかの行為をするように働きかける過程)⁷⁾

↓

事態2 = caused event

(被使役者が当該の行為を行う過程)

↓

結果の達成 (佐藤1994:57)

この図式と本稿で導き出した語用論的な要因2点についての関連を考えると、「より抽象的な事態の

場合」という要因は(29)の事態2と、「自分でするのが難しい事態の場合」という要因は(29)の事態1と関わりがあると考えられる。

具体的に考えてみよう。4.1において「より抽象的な事態であること」というのは「具体的な動きが見えにくい」ということを述べたが、この「動きの見えにくさ」により、第三者が介在する余地が発生する。つまり、事態2の「当該行為を行う過程」の動きが見えにくいということから、第三者が介在する余地が生まれ、使役的他動詞文としての解釈が可能になる。そしてこの場合は必ずしも、1つ目にあげた「自分でするのが難しいこと」という要因は重要ではない。例えば、「社長がA氏をそのポストから外した」という文において、ポストから外すのは社長の一言で決めることもでき、難しいことは言えない。しかしこの場合は、「ポストから外す」というのは具体的な動きが見えにくいいため、間に部長などの被使役者が入り込む余地ができ、「外させた」という意味を表す使役的他動詞文としての解釈が容易になるのである。

一方、4.2の「自分でするのが難しいこと」は、自分でするのが難しいがゆえに第三者に依頼する、つまり(29)の事態1に示されている「被使役者の想定」が容易であるために、使役的他動詞文としての解釈が可能になる。そしてその場合は、1点目の要因の「より抽象的な事態かどうか」は必ずしも重要ではない。例えば、「マフィアのボスが警備員を殺した」という文の場合は「人を殺す」ということの難しさから「依頼する」という状況が生まれるのであり、その場合にナイフ等の道具を使用したかどうかは無関係である。

さらに考えてみると、具体的/抽象的という要因は、「主語が動作主として解釈される可能性の高さ」であるとも言える。具体的な事態というのは主語が動作主になりやすく、抽象的な事態というのは主語に動作主以外の解釈可能性を発生させるからである。「捨てる」という例で考えてみよう。(30)はどちらのほうが、使役的他動詞文として解釈されやすいだろうか。

(30) (A社の工場長が社員に命令して、産業廃棄物を捨てさせた場合)

- a. 工場長が産業廃棄物を捨てた
- b. A社が産業廃棄物を捨てた

この2文を比べてみると、(30b)のほうが「捨てさせた」という使役的状況を表しやすい。なぜならば、(30a)の主語は「工場長」という特定の人物であるのに対し、(30b)は「A社」という集団だからである。特定の人物の場合は、(30)の()のように文脈を設定すれば「誰かにさせた」という解釈もできるが、文脈がなければ「その人が実際に行った」という解釈

が優先される。それに対し(30b)のように組織・団体などの集団が主語にきた場合は、動作主としての解釈可能性が弱まるために、「主語が実際の行為者ではない」という解釈が可能になる。井島(1988)に以下のような例があげられているが、これも動作主性が希薄になればなるほど、原因として捉えやすいということであろう。

- (31) a. 中学生がバットで親を殴り殺した。
 b. 教育の荒廃した中学校が一市民を殺した。
 c. 教育行政に無関心な政府が一市民を殺した。
 d. 教育行政に無関心な政府を許す国民が一市民を殺した。(井島1988:121)

また、使役的他動詞文の主語が原因を表しているということは、以下の例のように「その事態を引き起こした総責任者である」という文脈において使役的他動詞文が使われていることから分かる。

(32) (新聞社のデスク(悠木)が、整理部に「ある記事を入れるために広告を外せ」と命令した。それに気付いた悠木の上司が悠木を呼び出したという状況で)

悠木「すみません、外しました」
 部長「上の指示か」
 悠木「いえ、私の判断です」

(『クライマーズ・ハイ』p.69)

この場合、悠木は命令をしただけであり、実際に外したのは整理部員である。しかし「外す」ということを選択した責任はデスクである悠木にあるため、使役的他動詞文で表されている。

では主語が動作主ではなくなった場合、何になっているのであろうか。それは、須賀(1999)でも指摘されているように、「原因」となっていると考えることができる。

結果として生じた事象の原因として関与していると認識される行為者は、こうした表現の主体として表現される。原因としての行為者は、その最終的責任者まで逆上って表現することが可能である。(須賀1999:29)

つまり、「原因—結果」としての使役的他動詞文というのは、次のような原因主語他動詞文と同様と考えてよいのであろう。

- (33) a. 要するに、その荷重が隔壁を破壊したということです。(『クライマーズ・ハイ』p.156)
 b. 父の死が花子の運命を変えた
 (井上1976:67)
 c. 『歌舞伎町』の活字が梶聡一郎を殺す。

(『半落ち』p.201)

(33)にあげた3例は、全て「原因—結果」を表す他

動詞文である。このうち(33a)は「荷重」という物理的な力が主語になっているため、動作主に近い要素を持っているとも言える。一方、(33b)と(33c)の主語は「父の死」「活字」であり、物理的な力は全くない。

6. 日本語学習者と使役的他動詞文

使役的他動詞文について他言語との対照を行ってみると、中国語や韓国語は日本語と同様に使役的他動詞文が可能になるようである。

(34) (1) と同様の文脈で) マフィアのボスが警備員を殺した

a. 中国語: 黑手党的 头头儿 把 警卫员杀死了⁸⁾
マフィアのボス ba 警備員 殺す - 死ぬ -asp

b. 韓国語: 마피아 의 보스 이 경비원 를 죽였다
マフィアのボスが警備員を殺した

(34a) の中国語、(34b) の韓国語は共に、マフィアのボスが直接殺したという解釈と、マフィアのボスが誰かに命令して殺させたという二通りの解釈が可能なのである。日本国内で日本語を学習する日本語学習者には、中国語や韓国語を母語とする人たちが多いため、このような文を見ても理解は難しくないのであろう。

しかし一方で、言語によっては異なるふるまいをするものもある。たとえばトルコ語においては、他動詞構文を用いた場合、本研究で見たような使役的他動詞文として解釈することができず、文脈が設定されても使役的他動詞文が許容されないとのことである。もしトルコ語において(35a)のように他動詞文で言った場合、() で示した状況にはならず、必ずマフィアのボスが実際の行為者であるという解釈になる。そして、もし() で示した状況を言うには(35b)のように使役の接辞 'i' が必須となるようである⁹⁾。

(35) (マフィアのボスが手下に命令して、警備員を殺させた場合)

a. # Mafya patron-u bekçi-yi öldür-dü.

マフィア ボスが警備員を殺す past

b. Mafya patron-u adam-ına bekçi-yi öldür-tü.

マフィアボスが部下に警備員を殺す cause-past

同様に、モンゴル語においても、他動詞文で表した場合は必ず主語が実際の行為者でなければならないとのことである。

このような点から考えると、日本語における使役的他動詞文の存在は気付かれにくく、また一部の非母語話者にとっては誤解のおそれがある。

日本語学習者が増加していく中で、学習者が多い特

定の言語だけではなく、より広い言語に配慮していく必要がある。そのことにより、特定の言語を母語とする母語話者(例えば、本稿で扱った使役的他動詞文に関して言えばトルコ語母語話者やモンゴル語母語話者)に対してこのような文を説明する場合に、注意をする必要がある。

7. おわりに

本稿は、日本語における非行為者主語の他動詞文のうち、使役表現に言い換えられるようなタイプの「使役的他動詞文」の語用論的な側面について、アンケート調査を用いて考察を行った。その結果、以下の3点が明らかになった。

- ① 先行研究から得られる知見、「結果性の含意」「再帰性がないこと」「主語に権力があること」という条件は妥当である
- ② さらに語用論的な条件として、「より抽象的な事態であること」「自分でするのが難しいこと」が必要である。ただし、この2つの要因は両方必要なわけではなく、どちらか一方を満たしていればよい。
- ③ 「抽象的な事態」というのは、「原因-結果」として捉えるために必要なことであり、原因主語の他動詞文にもつながることである。

今後は、使役的他動詞文とその他の非行為者主語の他動詞文との関連について、検討していきたい。

【注】

- 1) 鈴木 (2006), p.241参照。
- 2) 佐藤 (1994) ではこのような主語が動詞の示す行為の主体ではないものを「介在性の表現」と呼んでいる。詳細は2.1節を参照。
- 3) 調査日時は2007年4月11日(水)11時45分~12時(1年生), 12日(木)10時~10時15分(2年生)。
- 4) 念のため、動詞句に結果性の含意がないもの(例「書く」「刺す」)や、再帰性のあるもの(例「マフィアのボスが靴を磨いた」=「マフィアのボスの靴」)も加えた。
- 5) ペアとなるものはこのように並べず、ばらして提示した。
- 6) () に示した割合は、使役的他動詞文の解釈可能性を示している。詳細は第3節参照。
- 7) 佐藤 (2005) では「働きかける過程」ではなく「仕向ける過程」となっている。
- 8) 「把 (ba)」は、目的語前置マーカー。中国語は

通常 SVO であるが、ba を付加すると S (ba) OV になる。

- 9) トルコ語母語話者によると、例外的に自分の恋人や肉親など、身近な人が何者かの指示によって殺されてしまった場合は、あたかもその指導者がその人を直接殺したかのような言い方をする (= (35a)) こともある。

【用例出典】

『クライマーズ・ハイ』横山秀夫著 文藝春秋 (2003年), 『半落ち』横山秀夫著 講談社文庫 (2005年) 『マークスの山 (上)』高村薫著 講談社文庫 (2003年)

【引用文献】

天野みどり (1987) 「状態変化主体の他動詞文」『国語学』第51号 pp.1-14
井島正博 (1988) 「動詞の自他と使役との意味分析」『防衛大学校紀要』55輯 pp.105-135
井上和子 (1976) 『変形文法と日本語 (下)』大修館書店
佐藤琢三 (1994) 「他動詞表現と介在性」『日本語教育』

84号 pp.53-64

佐藤琢三 (2005) 「介在性の他動詞文」『自動詞文と他動詞文の意味論』第4章 笠間書院 pp.88-97
澤田淳 (2005) 「使役的・受身的特性を有する他動詞構文について—認知的・語用論的アプローチ—」『日本語学会2005年度秋季大会予稿集』日本語学会 pp.93-100
須賀一好 (1999) 「行為の主体に関する認識と表現」『山形大学日本語教育論集』第3号 山形大学教育学部日本語教育研究室 pp.21-30
鈴木容子 (2004) 「「美容院で髪を切る」のような言い方が成立する条件—介在性の表現の再検討—」2003年度横浜国立大学大学院教育学研究科修士論文 (未公開)
鈴木容子 (2006) 「他動詞文におけるテ格と主語の意味役割」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第55号 第二部 (文化教育開発関連領域) pp.243-252
Ikegami Yoshihiko (1982) "INDIRECT CAUSATION AND DE-AGENTIVIZATION", -The Semantics of Involvement in English and Japanese- 『東京大学教養学部外国語科研究紀要』29巻3号 pp.94-112 (指導教員 白川博之)